

改正案	現行
<p>（事業免許の審査）</p> <p>第九条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、法第二十九条の規定による事業免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員、会計監査人又は職員の確保の状況、申請金庫の経営管理に係る体制等に照らし、申請金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができるか、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。</p> <p>六 金庫の事業の内容及び方法が預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。</p> <p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十四条 法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第三項並びに第四十五条第十五項、第四十七条第五項、第四十九条第三項、第五十条の二第四項及び第八十三条第四項において準用する場合</p>	<p>（事業免許の審査）</p> <p>第九条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、法第二十九条の規定による事業免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員又は職員 の確保の状況、申請金庫の経営管理に係る体制等に照らし、申請 金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる 、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。</p> <p>（新設）</p> <p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十四条 法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十 八条の六第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第三項 、第四十五条第十一項、第四十七条第五項、第四十九条第三項及び 第八十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ</p>

を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まれないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第一百二条並びに第一百五条を除き、以下同じ。）とする。

一 (略)

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第五十条の二第一項において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任さ

。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まれないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第一百二条並びに第一百五条を除き、以下同じ。）とする。

一 (略)

(新設)

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。）

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任さ

れた者を除く。以下この号において「非業務執行組員」という。
。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分
（非業務執行組員が議決権を行使することができる場合及び議
決権の行使について非業務執行組員が業務の執行を委任された
者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官及び厚生労働大臣
等の承認を受けたもの

2 (略)

3 金庫は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請
書に理由書を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなけ
ればならない。

4 (略)

(労働金庫連合会の付随業務)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十八条の二第一項第十四号の二及び第十五号に規定する内
閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第四十二条第五項に掲げる
ものとする。

5 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する類似する取引であつ
て内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第四十二条第六項各号

れた者を除く。以下この号において「非業務執行組員」という。
。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分
（非業務執行組員が議決権を行使することができる場合、議決
権の行使について非業務執行組員が業務の執行を委任された者
に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有する
こととなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場
合を除く。）

四 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官及び厚生労働大臣
等の承認を受けた株式又は持分

2 (略)

3 金庫は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請
書に理由書を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなけ
ればならない。

4 (略)

(労働金庫連合会の付随業務)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十八条の二第一項第十四号の二及び第十五号に規定する内
閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条第五項に掲げるものと
する。

5 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する類似する取引であつ
て内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条第六項各号に掲げ

に掲げるものとする。

- 6 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する労働金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第四十二条第六項各号に掲げるものとする。

7 〽11 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

- 4 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〽二十四 (略)

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務

二十六 (略)

- 5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められ

るものとする。

- 6 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する労働金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条第六項各号に掲げるものとする。

7 〽11 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

- 4 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〽二十四 (略)

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務

二十六 (略)

- 5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められ

た業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一・一の二 (略)

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(同号に掲げる業務を除く。)又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の四〇七七 (略)

十八 主として子会社対象会社(法第五十八条の三第一項又は法第五十八条の五第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号において同じ。)に該当する会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二〇三十七 (略)

三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務

三十九 (略)

6 法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をい

た業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一・一の二 (略)

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務を除く。)又は農林中央金庫の業務(第一号の五に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の四〇七七 (略)

十八 主として子会社対象会社(法第五十八条の三第一項又は法第五十八条の五第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び次項において同じ。)に該当する会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二〇三十七 (略)

三十八 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務

三十九 (略)

6 法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引

う。次項において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者という。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つてゐる事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ（略）

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ（略）

（新設）

三] 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

(削る)

四 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二] 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三] 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

四 (略)

五] 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

六] 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

七] 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八] 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

九] 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十九条第四項に規定する支援決定を受けている

(削る)

(削る)

会社

十 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

十一 合理的な経営改善のための計画（法第八十九条の四に規定する金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

7 |

法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社
- 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
- 三 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
- 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社
- 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社
- 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小

（新設）

企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

- 八 合理的な経営改善のための計画（法第八十九条の四に規定する金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
- イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置
- ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置
- ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

8 | 法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次の

（新設）

各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること。

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに該当すること。

9 | 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）による担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫若

7 | 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫又はその子会社により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由

しくはその子会社による担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号」とあるのは、「第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二」と読み替えるものとする。

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第五十条の二第二項において同じ。）がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるとときは、当該支援が終了する

によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

（新設）

8 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第四十八条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるとときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会

日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下この項、第四十八条第一項第九号及び第五十条の二第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社(当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。))及び事業再生会社(第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第四十八条第一項第九号、第五十条の二第三項及び第八十三条第一項第十六号において同じ。))の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したとき

社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社(当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。))の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

は、この限りでない。

- 12| 第七項及び第十項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社
以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（
その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号
に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）ま
でに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日か
らは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号の二又は第二十
八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定
める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該
金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社
の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ること
となる場合において、当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が
当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会
社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処
分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したと
きは、この限りでない。
- 一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 五年
- 二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権
三年
- 13| (略)
- 14| 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号
に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるも
の（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。

- (新設)
- 9| (略)
- 10| 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号
に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるも
の（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。

ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十八条の三第一項第一号から第二号の二まで又は第五十八条の五第一項第一号の二若しくは第六号から第七号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社（当該金庫が労働金庫である場合にあっては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあっては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号（労働金庫にあつては、第二十三号を除く。）及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二〇七（略）

15) 法第三十二条第六項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

（法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由

ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号又は第五十八条の五第一項第一号の二、第六号若しくは第七号に規定する会社を子会社とする持株会社（当該金庫が労働金庫である場合にあっては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあっては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号（労働金庫にあつては、第二十三号を除く。）及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二〇七（略）

11) 法第三十二条第六項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

（法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由

第四十六条 法第五十八条の三第二項本文（法第五十八条の五第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（削る）

一〇六 （略）

七 労働金庫の子会社である法第五十八条の三第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八 労働金庫連合会の子会社である法第五十八条の五第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 | 法第五十八条の三第二項ただし書（法第五十八条の五第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3 | 法第五十八条の三第四項（法第五十八条の五第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由

第四十八条 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の六第三項にお

第四十六条 法第五十八条の三第二項（法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得
二〇七 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

2 | 法第五十八条の三第四項（法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由

第四十八条 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の六第三項にお

いて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第四十五条第十一項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

(削る)

十 (略)

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

(特例対象会社)

第五十条の二 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(

いて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第四十五条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式又は持分の取得

十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

(新設)

金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該金庫又はその子会社が出資しているもの

2

前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したと

きは、この限りでない。

3 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第三十二条第六項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（資産の評価）

第五十六条（略）

2～5（略）

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一（略）

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

（資産の評価）

第五十六条（略）

2～5（略）

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一（略）

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

三 (略)

(合併の認可の申請等)

第六十九条 (略)

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員、会計監査人又は職員の確保の状況、当該申請をした金庫の経営管理に係る体制等に照らし、当該金庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

(届出事項)

第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十 (略)

十一 金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第九十一条第二号の規定により子会社とすることに就いて同号の届出をしなければならないとされているものを除く)を子会社とした場合

三 (略)

(合併の認可の申請等)

第六十九条 (略)

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

(届出事項)

第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十 (略)

十一 第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第九十一条第二号の規定により子会社とすることに就いて同号の届出をしなければならないとされているものを除く)を子会社とした場合

十二〇十五 (略)

十六 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合十七〇二十の三 (略)

二十一 劣後特約付金銭消費貸借(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四百十三号)第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。による借入れをしようとする場合

二十二〇二十五 (略)

2 (略)

3 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面)を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第一項第二十五号に掲げる場合 法第四十一条第一項に規定する業務報告及び附属明細書

四 (略)

4〇7 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

十二〇十五 (略)

十六 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合十七〇二十の三 (略)

二十一 劣後特約付金銭消費貸借(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四百十三号)第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。以下次号において同じ。による借入れをしようとする場合

二十二〇二十五 (略)

2 (略)

3 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面)を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第一項第二十五号に掲げる場合 法第四十一条第一項に規定する業務報告書及び附属明細書

四 (略)

4〇7 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 六 (略)

二 三 四 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に必要な事項)

第九十七条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第一百一条までにおいて同じ。)の額(第百条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 五 (略)

六 前条第四項第一号から第三号までに掲げるものに係る次に掲げる額の合計額

イ 当該金庫に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とするもののうち当該担保の額

ロ 国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額

七 (略)

二・三 (略)

第八十六条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 六 (略)

二 三 四 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に必要な事項)

第九十七条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第一百一条までにおいて同じ。)の額(第百条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 五 (略)

六 前条第四項第一号から第三号までに規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イ 当該金庫に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とするもののうち当該担保の額

ロ 国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額

七 (略)

二・三 (略)

(臨時休業の届出等)

第一百十二条 (略)

2 (略)

3 銀行法第十六条第一項の規定により揭示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。

一 銀行法第十六条第一項前段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開する日

二 銀行法第十六条第一項後段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第一百四十四条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生

労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 会計監査人の氏名又は名称

ニ・ホ (略)

二〇四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げ

(臨時休業の届出等)

第一百十二条 (略)

2 (略)

3 銀行法第十六条第一項の規定により揭示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

一 銀行法第十六条第一項前段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

二 銀行法第十六条第一項後段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第一百四十四条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生

労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

二〇四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げ

る事項

イ (略)

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) (略)

- (3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4) (略)

ハ・ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1)・(2) (略)

(3) 第八十六条第一項第五号イからホまでに掲げる取引

ヘ・チ (略)

六・七 (略)

る事項

イ (略)

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) (略)

- (3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1）が（2）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4) (略)

ハ・ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1)・(2) (略)

(3) 第八十六条第一項第五号に掲げる取引

ヘ・チ (略)

六・七 (略)

2 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事務所は、金庫の無人の事務所とする。

(労働金庫代理業の許可の審査)

第二百二十五条 金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長及び厚生労働大臣（以下「金融庁長官等及び厚生労働大臣」という。）は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ～ハ (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)～(10) (略)

ホ・ヘ (略)

2 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事務所は、金庫（代理店を含む。）の無人の事務所とする。

(労働金庫代理業の許可の審査)

第二百二十五条 金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長及び厚生労働大臣（以下「金融庁長官等及び厚生労働大臣」という。）は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ～ハ (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)～(10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた

理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6)・(7) (略)

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9) (略)

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ (略)

五〇七 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第二百五十二条の二の七 (略)

2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十

理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6)・(7) (略)

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事

(9) (略)

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ (略)

五〇七 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第二百五十二条の二の七 (略)

2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十

三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第五百五十二条の六 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第七条の三に規定する方法による

三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 財団法人日本産業協会(大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会(昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第五百五十二条の六 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第七条の三に規定する方法による

承諾をいう。)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る過去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

四 (略)

3 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第五百五十二条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ (略)

四・五 (略)

承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る過去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

四 (略)

3 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第五百五十二条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ (略)

四・五 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第百五十二条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第百五十二条の十の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第百五十二条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第百五十二条の十四の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第百五十二条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第百五十二条の十の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第百五十二条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第百五十二条の十四の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第二百五十二条の十六 金庫又は労働金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第二百五十二条の二十 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項を、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(次項及び第三項において「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 金庫又は労働金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第二百五十二条の二十四第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる

2 (略)

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第二百五十二条の十六 金庫又は労働金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第二百五十二条の二十 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(次項において「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 金庫又は労働金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第二百五十二条の二十四第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を

事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百五十二条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第百五十二条の二の十二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百五十二条の二十四第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百五十二条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)(を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。))

二・三 (略)

2〜4 (略)

及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百五十二条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第百五十二条の二の十二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第百五十二条の二十四第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百五十二条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)(を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。))

二・三 (略)

2〜4 (略)